

# 全 仏



No. 374

1991. 12



日宗連「税制シンポジウム」  
(関連記事3面)



財団  
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

# 理事会開催

本会の理事会が、去る十月二十二日午後三時から、東京グランドホテルで開催された。白川理事長御導師による三帰依文唱和、挨拶について、議事録署名人に伊東盛熙、高藤法雄の両師を選出、議事に入った。



東京グランドホテルで開かれた理事会

議案第一号「平成四年度予算編成の基本方針について承認を求める件」

白川理事長より上程。剛山財務部長が配布資料を説明、質疑の後、原案通り承認された。議案第二号「ルンビニー園マヤ堂修復工事の今後の進め方について承認を求める件」

白川理事長より上程。久米原国際文化部長が、「ネパール文部省との会談覚書」等を朗読。川井ルンビニー委員長が、ネパールの政治情勢、ルンビニー委員会の結論等を詳細に説明し「覚書」に従って事業を推進しなければならぬ状況にある、との報告を行った。出席者から、今回の「覚書」の性格とその

## 『大正新修大蔵経索引』完成記念祝賀会

『大正新修大蔵経索引』完成記念祝賀会が、去る十月二十日午後五時から、東京・池袋のサンシャイン・プリンスホテルで開催された。『大蔵経総索引』は昭和三十三年に事業が開始され、約三十年を経て四十五巻五十冊がこのほど完成した。

当日は、大谷、高野山、駒沢、大正、立正、龍谷の仏教系六大学の研究者、仏教界、官・財界、出版界の関係者約二百名が出席した。

理解に対して、活発な質問や意見が述べられた。

その結果、①本年十一月から「覚書」に従って、ネパール文部省考古局が提示した「概算見積」と本会の必要経費を含めて一千万円程度の子算でマヤ堂考古学調査の予備作業に入る、②今後ネパール側との対応は、慎重を期するとともに「協定書」と「覚書」の関連の保証をネパール側から取るよう努力する、③一九九二年三月開催予定の専門家会議の後、同年九月開始予定の本格的な考古学調査の実施計画及び予算案を策定し理事会に諮る、と再度提案理由の説明が行われ、議案は承認された。

### 事務局各部報告

各担当部長より報告が行われた。

武内紹晃・大蔵経学術用語研究会代表理事の開会の挨拶につき、桜井秀雄・仏教学術振興会理事長、土井正治・仏教学術振興会会長が挨拶、文部省学術国際局の橋本美克氏、白川良純・本会理事長、前田専学・日本印度学仏教学会理事長が祝辞を述べた。

出席者は『大蔵経総索引』刊行へ向けての、三十年にわたる作成作業の苦労談に思いを馳せ、仏教界の大慶事を祝っていた。

# 第八回宗教と税制シンポジウム

## 石村耕治氏（朝日大学 法学部教授）が講演

第八回宗教と税制シンポジウム（主催・日本宗教連盟）が、十一月二十日午後二時からイグナチオ会館（東京・四谷）で開催された。主催者の挨拶に続いて、朝日大学法学部教授の石村耕治氏が、「高度情報化社会と宗教法人課税の動向―これからの宗教法人の課税問題と信教の自由」と題して、要旨次のような講演を行った。

※ ※ ※

バブル経済の崩壊により税収の伸びが鈍化してきている。このところ一段落、といった感じもする、宗教界に対する「税の攻勢」が再び始まることも考えられる。

また一方では、日本社会の高度情報化とともに経済の構造を徹底的に透明化して行こうという動きも活発化してこよう。経理面で開かれた宗教法人の確立に向けての努力が、宗教人に求められてくるのは必須といえよう。こうした状況のもと、高度情報化社会における宗教法人をめぐる税の問題や信教の自由をいかに守っていくかを、十分に検討し、認

識を高めておくことは大切である。

宗教法人については、課税政策上、非課税を原則としている。この非課税原則自体は、「信教の自由」ないしは「政教分離」という憲法上の要請を確固たるものにする意味において、重大な意義を有している。この宗教法人の非課税とされる範囲の「所得」とは、あくまでも税務上の「収益事業以外」に限定される。

一般に課税庁との間で問題となるのは、宗教法人のあげた所得が、「収益事業」にあたる分なのか、「収益事業以外」にあたるのか、という点である。

次に、金融収益課税に関する問題だが、政府税調の答申（昭和五十八年）には、「公益法人等の資産の運用から生ずる果実ともいえるべき金融収益は、現在収益事業とされている事業から生ずる収益と経済的価値において基本的に異なることはない……、公益事業に属する金融収益に関し、応分の税負担を求めることについて、検討を行うべきである」とい

っている。

金融収益に課税を行った場合の問題点は、①宗教活動へ課税権力が介入することになるのか、②宗教法人は財政的に逼迫化するのか、③宗教法人経理の透明化に役立つのではないか、等である。

今後、問題となりそうなのは「納税者背番号制」である。不公平な税制の是正、正確な所得の把握や税務行政の効率化等のため納税者背番号制を導入してはどうか、との声が高まりつつあり、政府税調は、この制度導入に向けた本格的な検討を行っている。平成七年度頃の稼働を目指しているともいわれる。

もしこれが導入されると、法人、個人全てに番号が付けられ、納税申告、金融口座の開設、利子や配当、給与の受取等、各人の金融情報は、全て国税庁のコンピュータで照合出来るようになってしまう。

このように、経済構造の高度情報化・透明化といった状況を十分に認識しておくことは、今後の宗教人にとり、きわめて重要である。同時に、課税庁などとの対応にあたり、宗教人は宗教法人法八十四条の趣旨を認識した行動をとれるように心構えをしておく必要がある。経済面での不手際などから不当な介入を招かないよう、注意を怠らないことが大切である。

## 第十四回「業・旃陀羅問題」に関する研究会

## 智山派における同和問題への取り組み

真言宗智山派  
同和推進本部事務局長

旭 照 雅

第十四回「業・旃陀羅問題」に関する研究

会が、去る九月九日午後一時から、真言宗豊山派宗務所会議室で開催され、真言宗智山派同和推進本部事務局長・旭照雅師は、「智山派における同和問題への取り組み」をテーマに、要旨つぎのような発表を行った。

※ ※ ※

I、同和問題に関する本宗の活動

同和問題に関する本宗の活動として挙げられるのは、以下の通りである。

①差別戒名について

イ、差別戒名調査

昭和五十七年、五十八年、六十一年に同和地区の有無や差別戒名記載の過去帳・墓石の



旭 照 雅 師

実態調査を実施した。

ロ、過去帳の書き換え指導

原則としては差別戒名記載の過去帳すべてを書き換えることとしている。しかし差し替えが可能な場合はそれを可とすること、また書き換えが何らかの理由で困難な場合は本庁にて手助けをすることが申し合わされている。その結果、現在四ヶ寺で書き換えが完了している。

なお、過去帳の取り扱いについては、身元調査に利用されることがないよう知らしめた。ハ、墓石改修

改修方法は墓石を境内に集め、供養塔を建てるよう指導し、改修費用の一部を宗派が負担することが決定されている。現在、八ヶ寺にて改修作業が終了しているが、改修方法は施主の意向を重視するため様々な方法がとられている。

②差別文章・発言について

昭和五十八年十月、『真言宗実践双書』の完全回収が確認され、昭和五十九年六月「懺

悔立誓式」を行った。問題の凶書は部落解放同盟と真言四宗派の一部ずつを残し、すべて焼却した。さらに同年十一月三十日最終報告書を部落解放同盟に提出した。

③経典・次第類について

イ、『理趣経』等の経典・次第類

貴賤霊等の語句、特に貴賤が見られる経典・次第は、数多く存在する。とりわけ『理趣経』については訂正すべきであるとする答申は出ているが、その具体的取り扱いについての宗団の見解は明確になっていない。高野山真言宗では『理趣経』に関しては一切霊等と訂正している。本宗においては、各山会同和推進専門委員会に諮問中である。

ロ、『性霊集』について

旃陀羅問題については、朝日新聞（昭和五十九年六月三日付）の問題提起と部落解放同盟からの『性霊集』に関する緊急質問状を受けて、昭和五十九年八月に回答を行ったのみである。

また、「エ・ミシ」の問題については研究が進まず、見解も出されていない。

ハ、真言三和讃と因果和讃利用に関する調査同和問題に関する真言宗四宗派連絡協議会の席上、高野山真言宗より『仏前勤行次第』改正の趣旨及び改正箇所説明があった。各宗派はその内容を了承し、その後の措置につ

いては各宗独自に行うことが申し合わされた。本宗においては昭和六十年の総合調査によって、真言三和讃・因果和讃の利用状況が把握された。その後個別的な指導はあるものの、宗内全体への徹底した指導はなされていない。

#### ④教義に関する問題

教化研究所より「業論」の主旨に関する答申が出ているが、宗団としての理解はままとっていない。これについては、『理趣経』と同様に各山会同和推進専門委員会に、現在諮問中である。

#### ⑤その他

イ、同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議に加盟する。(昭和五十六年三月十七日)

ロ、啓発

i 啓発ポスターの配布

ii 小冊子発行

iii 宗報における啓発

ハ、同和問題に関する諮問と答申

i 諮問(宗務総長から教化研究所へ)

ii 答申

iii 研究

II、「同和問題」をめぐる我々の課題

※未解決の課題

①差別戒名の書き換えと差別戒名墓石改修の促進。

②『大日経疏』『理趣経』で指摘されている

箇所について宗団の見解をまとめる。

③『性霊集』における旃陀羅・エミシに関する宗団の見解をまとめる。

④『懺悔文』についての見解をまとめる。

⑤密教の人間観・社会観を解明し、それを現代の真言宗僧侶がどうとらえていくかについて考究する。

⑥因果和讃利用の中止指導と旧三和讃(『仏前勤行次第』)の回収並びに改定版の利用促進。

⑦「業論」に関する解釈とその教化方法に関する研究。

⑧本宗独自の同和研修会の促進。

⑨小冊子(教師用・檀信徒用)の発行。

⑩同和教育(教師・子弟)の確立。

※我々の課題

本宗における「同和問題」への取り組みは部落解放同盟をはじめとする運動団体等による差別事象の指摘にはじまった。そしてその指摘は、単なる差別事象の解消のみを求めるものではなく、その事象を温存助長してきた我々宗団の体質そのものの変革を求めるものであった。

しかし、これまでの我々の「同和問題」への取り組みは、別個の事象に対する対策でしかなく、現代の社会通念への安易な迎合であったと言えよう。

問題は、「同和問題」が何故我々にとって問題であるのかという基本的な了解がなされているのか、である。我々の特に宗団の問題とするには、いわゆるこれまでのような常識としての社会通念に基づく見解の表明であってはならない。

我々の立場で「同和問題」をとらえることは、基本的に、まずこれまでの「同和問題」に対する取り組みの姿勢(宗団の現状・既成仏教教団の在り方)を真摯に反省することである。そしてその反省に立った宗団レベルの自己変革プログラムを作成することに他ならない。

また個人レベルでは、各教師が現在考える仏教、あるいは仏教者のあるべき姿を再確認し、「同和問題」にどうかかわっていくべきなのかを自分なりに考える必要がある。そういうことがなされていなければ、宗団としての自己変革プログラムは有効性を発揮しないばかりでなく、単なる机上の空論で終わってしまう。

そこでまず、各教師を啓発するとともに、勉強し、行動し得るだけの情報を提供しなければならぬ。

その為にはまず同和推進事務局の活性化を図って啓発及び情報提供を行い、さらに教学・教化・事相・教育等幅広い分野の関係者からなる協議会を設置することが急務である。

# 『脳死臨調の中間意見に対する 日弁連意見書』を読んで

全日本仏教会顧問弁護士

長谷川 正浩

去る九月二十日、日本弁護士連合会は同会理事会で、政府の「臨時脳死及び臓器移植調査会」の中間意見書に対して、「脳死を人の死と認めることはできない」という主旨の意見書を承認した。そこで、本会顧問弁護士の長谷川正浩師に「脳死臨調の中間意見に対する日弁連意見書を読んで」とのテーマで、ご執筆いただいた。



長谷川 正浩師

「脳死臨調の中間意見」に対する日本弁護士連合会の意見書を読んだ。この日弁連の意見書（以下単に意見書とのみいう）は、脳死臨調の中間意見（以下単に中間意見とのみい

う）のうち、その少数意見（以下単に少数意見とのみいう）と考え方を同じくする。私もこれに賛成する。この少数意見は天台宗顧問弁護士でいらつしやる、原秀男先生と梅原猛氏の二人の委員と弁護士を含む二人の参与の合計四名の方が、「事は人間の生死に関係する重大問題であるので……責任をはっきりさせるため……あえて少数意見を公表するといふ熱い心を抑えることができず」といつて公表されたものであった。

脳死を人の死とどうかというところに、臓器移植の是非とは別問題である。しかし、脳死が人の死であれば臓器移植は非とはいえず。即ち、脳死を人の死と認める中間

意見が臓器移植をし易くする結果になることは確実である。もつといえれば脳死を人の死と主張する人の多くは臓器移植をやり易くするために主張しているのだといつても過言ではない。

ところで「医師が患者にどのような治療をどこまで行うかを判断するために『脳死』をどう定義し、またどのように判定をするかはまさに医学的判断の問題である。しかし、人の死と判定することは、法的には、その時点からその者の人権の享有主体としての地位を失わせ、生きている者と同じ法的保護を受けることがなくなることを意味する。また、それは、社会的には、その状態に陥った者を死者として、生きている者と違った取扱いで対処していくことが倫理的にも宗教的にも社会習俗の面でも非難されたり違和感を感じたりすることがなくなることを意味する（意見書八頁）。」

だから人の死を論ずるのは、ひとり医師の仕事だけではなく、広く法学者、哲学者、宗教者等を含む社会一般人の義務でなければならぬ。脳死臨調の委員の中には宗教者が一人もいないのは極めて奇異といふかはない。

私は脳死を人の死としないでも（あわてて社会的合意のないまま混乱を覚悟で脳死を人

の死とすることは、三徴候死で十分である、臓器移植は可能であると考えている。そして、少数意見のいう四つの条件に賛成である。即ち、レシピエントの選択が医学的にも社会的、経済的にも公平であることを当然の前提としたうえで、

①ドナー本人の摘出、移植の意思が明確に表示されていること。

②現時点におけるもつとも厳格な定義、判定基準、判定方法によって公正に「脳死」が判定され、その確実性が保証されていること。

③ドナー及びレシピエント双方のインフォームド・コンセントが確認されていること。

④摘出、移植の施設が一般の医療においても自己決定権を尊重する制度を設けていること、なかならず診療録などの閲覧・謄写権を原則承認し、独立かつ公正な審査機関を設けていること。

意見書はこれに基づき⑤をくわえている。

⑤もし移植をうけなければ、レシピエントの生命に危険が及ぶ蓋然性が高いこと。

自己の臓器を提供し、これによって他人の生命を救うのはまさしく菩薩行にほかならぬ。しかし菩薩行の名において臓器提供が強制されたり義務づけられてはならない。布施とは、「完全に純心な心からの物質的

な施し」を意味する。臓器を施すドナー、これを受けるレシピエント、そして臓器そのものが、「清浄」でなければならぬ。と

## 脳死臨調の中間意見に対する 日弁連意見書(骨子)

第一、はじめに

現在、脳死臨調において「脳死」と臓器移植の問題を論じているのは、早期に、脳死状態からの臓器移植の是非について何らかの結論を出すことを迫られているからである。

脳死臨調は、まず、かつての「和田心臓移植」が、人権侵害であることを明確に認識し、その原因を究明した上で、再発を防ぐために、医学界が医療全般について患者の権利の確立に向けた体制を作るよう求めるべきである。

中間意見の踏み込みは不十分である。

第二、「脳死」の定義と判定

日弁連も、医学的に見て脳死状態が存在することは認める。

中間意見が従前の脳死の定義を緩和したこと賛成することができない。むしろ、より厳格に「全脳の壊死」をもって定義とすべきである。

判定基準も、より厳格な、脳循環、代謝の途絶を確認することが必要であり、判定基準の統一化も必要であると考ええる。

判定方法は、より厳格かつ慎重なものとすべきである。第三、現状では、「脳死」を人の死と認めることは適当でない。

1、社会的合意の必要性とその未成立  
三徴候死による人の死の判定は、法的にも社会的にも安定したものであり、いま「脳死」を人の死と認めるには、新たな社会的合意の成立が必要である。

りわけ、レシピエントにこれを要求することとは酷なことなのであるうか。仏者の布施の大切であることを改めて思う次第である。

## 中間意見は、その社会的合意は成立しつつあるとの理解にたち、人の死とすることを容認する姿勢である。日弁連は、現状では、社会的合意は成立しておらず、さらに、論議が必要と考える。

2、人権侵害の危険性、とくにドナー本人の意思が無視される危険  
なお、「脳死」の判定基準、判定方法への疑問があり、ドナー本人の意思に基づかない臓器摘出の危険性がある。

3、現行諸法規との整合性がほとんど検討されていない。  
第四、脳死状態からの臓器移植について  
「脳死」を人の死とする社会的合意のない現段階では、脳死状態からの臓器移植は本能的には認め難い。

しかし、脳死状態を十二分に理解し、真摯にかつ明確に臓器を提供する意思を表明している人の提供をうけて臓器移植について、それが刑法上の処罰に値するかどうかは、個々のケースごとの慎重な検討が必要である。  
日弁連は、とくにドナー本人の明確な意思を重視しつつ、中間意見の少数意見の四つの条件に、さらに若干の条件を附加すべきと考ええる。

第五、脳死臨調のあり方と今後の国民的論議に向けて  
人の死は社会的に誰にも納得できるものでなければならぬし、「脳死」を人の死とするには新たな社会的合意が必要である。

脳死臨調は、十分な国民的論議がつくられるよう、その審議の公開や、より多くの公聴会を開催するなど、各界の意見を聞くべきであり、拙速に結論をまとめることのないよう要望するものである。

### 各県で仏教徒大会ひらく

埼玉、長野、静岡の各県で、仏教徒大会が盛大に開催された。

第十四回埼玉県佛教徒大会は、去る十月十九日、本庄市の本庄文化会館を会場に、「現代に佛教を活かそう」のテーマのもと約六百人の参加者を集め開催された。

午前十時からの開会式につづき、群馬県長徳寺住職・酒井大岳師が「生きるよろこび」と題して記念講演を行った。

第三十七回長野県佛教徒浅間大会は、去る十月二十五日「法界平等—人はすべて仏の子であり、平等である」をテーマに、小諸市・文化センターで約一千人の参加者により開催

された。

池山一切圓泉仏会長の導師による法要につづいて、式典が行われた後、薬師寺管主・高田好胤師が「仏教の母なる心をかたる」の演題で、記念講演を行った。

第六回静岡県仏教徒大会は、去る十月二十五日、「いま みちしるべを」をテーマに、浜松市の浜松市福祉文化会館で、約六百人が参加して開催された。

猪俣顕忠会長の導師のもと、法要・式典が行われた後、毎日新聞編集委員・佐藤健氏が「ゴリラに合う、人に合う、仏に合う」と題して記念講演を行った。

## 事務局長録事

十一月

- 一日 局内会議
- 五日 ルンビニー委員会
- 七日 同和研究会
- 十一日 局内会議
- 十三日 全日仏婦大会出席
- 十四日 法律相談室
- 十五日 財務担当者会議
- 十七日～二十三日 ネパール出張

十八日 財務担当者会議

十九日 大阪府仏教徒大会出席

二十日 日宗連「宗教と税制シンポジウム」

二十日～二十三日 WFB執行委員会

二十五日 局内会議

都道府県仏教会代表者会議

### 哀悼

近藤 説巖 (元全仏理事)

十一月六日、七十一歳で遷化

元高野山真言宗宗務総長

### 仏旗

- 仏旗(大) たて140cmよこ210cm四五、〇〇〇円
- 仏旗(中) たて90cmよこ135cm一七、〇〇〇円
- 仏旗(小) たて70cmよこ100cm一三、〇〇〇円
- 手旗 たて35cmよこ50cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて90cmよこ135cm一〇、〇〇〇円

お申し込みは全日本仏教会財務部

### 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

## 株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4 9 6 5